

再発行

No.10

請求書件領収書

ひぐらし第二中央保育園



4

令和4

月保育料

児童氏名	中村 温人	コード番号	053
引落口座名義人	中村 徹	請求日	5月13日
標準時間認定	○	引落日	5月26日
短時間認定	～	口座振替依頼書受領日	2022年4月1日
引落登録料	受領日 未受領	※1 口座振替手続き完了日	未完了
連絡帳袋	受領日 未受領	※1 登録手続きが完了していない方	
帽子	受領日 未受領	支払期限	5月31日 までに

詳細	単価	数量	金額	詳細	単価	数量	金額
保育料（兄姉）			44,700	引落登録料	194	0	0
保育料（弟妹）			0	連絡帳袋	280	1	280
消耗品	500	1	500	帽子	1,000	1	1,000
引落手数料	194	0	0	合計	¥46,480		
延長	750	0	0				

再発行

No.10

請求書兼領収書

ひぐらし第二中央保育園



5

令和4

月保育料

児童氏名	中村 温人	コード番号	053
引落口座名義人	中村 徹	請求日	6月1日
標準時間認定	○	引落日	6月27日
短時間認定	～	口座振替依頼書受領日	2022年4月1日
引落登録料	受領日 未受領	※1 口座振替手続き完了日	未完了
連絡帳袋	受領日 未受領	※1 登録手続きが完了していない方	
帽子	受領日 未受領	支払期限	6月30日 までに

詳細	単価	数量	金額	詳細	単価	数量	金額
保育料（兄姉）			44,700	引落登録料	194	0	0
保育料（弟妹）			0	連絡帳袋	280	0	0
消耗品	500	1	500	帽子	1,000	0	0
引落手数料	194	0	0	合計	¥45,200		
延長	750	0	0				

〒270-0138

流山市おおたかの森東三丁目
1番地の7

流山市達第10号 の6171

令和 4 年 7 月 7 日

中村 徹 様

中村 温人 様分

(221163 - 840)

流山市長 井 崎 義 治



保育料決定通知書

令和 4 年 6 月 1 日に行った教育・保育給付認定に係る保育料（教育・保育給付認定保護者の利用者負担額）を下記のとおり決定しましたので、子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定により通知します。

記

支給認定証番号		0000018102
認定に係る子ども	フリガナ氏名	ナカムラ ハルト ----- 中村 温人
	生年月日	令和 3 年 1 月 28 日
認定区分		3 号認定
保育必要量		保育標準時間
保育料 (利用者負担額)		59,900 円 (C9 階層)
適用年月日		令和 4 年 6 月 1 日

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

〒270-0138

流山市おおたかの森東三丁目
1番地の7

流山市達第10号 の6172

令和 4 年 7 月 7 日

中村 徹 様

中村 温人 様分

（ 221163 - 119 ）

流山市長 井 崎 義 治



保育料決定通知書

令和 4 年 6 月 1 日に行った教育・保育給付認定に係る保育料（教育・保育給付認定保護者の利用者負担額）を下記のとおり決定しましたので、子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定により通知します。

記

支給認定証番号		0000018102
認定に係る子ども	フリガナ氏名	ナカムラ ハルト ----- 中村 温人
	生年月日	令和 3 年 1 月 28 日
認定区分		3 号認定
保育必要量		保育標準時間
保育料 （利用者負担額）		59,900 円 （ C9 階層 ）
適用年月日		令和 4 年 7 月 1 日

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。